

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収
義務者番号

個人番号

河合町長殿 年 月 日 提出	給(特別徴収義務者)	名称(氏名)	〒	この届に 応答される方	係
		所在地(住所)			氏名
		局番			

給与所得者	フリガナ	氏名	新姓	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由
				特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)		
住	1月1日 現在			円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 ()
所	異動後							

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒	特別徴収指定番号 (電話 - -)	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	名称		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)

上記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。

一括徴収	一括徴収する場合		徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	左記徴収予定額は 下記月分で納入します	退職時までの 給与支払額
	理由	本人の印					
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人の申出があったため。	<input type="checkbox"/>	月 日	円	円	月 分	円
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日	円		月 分	
理由	一括徴収しない場合						控除社会保険料額
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。						円

記 載 上 の 注 意 事 項

1. 年末調整の際、税務署から送付されている給与所得者異動届出書(もしくは同じ様式の書類)がない場合に、この用紙を使用してください。
2. この異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、河合町へ提出してください。
3. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
4. 「一括徴収」欄には、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
 - (1)「一括徴収する場合」とは、次に掲げる場合をいい、又「一括徴収しない場合」とは、次に掲げる以外の場合をいいます。
 - ア. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出があった場合
 - イ. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がない場合で、かつ、残税額を超える給与又は退職手当等の支払がある場合
 - (2)「一括徴収する場合」は、右の「理由」欄を で囲み、給与所得者の印を押印するとともに、右の「一括徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。
 - (3)「一括徴収しない場合」は、右の「理由」欄に一括徴収しない理由について該当番号を で囲んでください。